

第 1 5 1 7 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 7 年 2 月 1 3 日

自 1 3 時 3 1 分

至 1 5 時 0 9 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第33号 「島根県公立学校教員人材育成基本方針」について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について (総務課)

第7号 人事委員会の報告等に基づく給与関係条例の一部改正について (総務課)

第8号 一般職の任期付職員の採用要件の緩和に伴う給与関係条例等の一部改正について (総務課・学校企画課)

第9号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

第10号 島根県立高等学校等条例の一部改正について (学校企画課)

第11号 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第73号 平成27年度当初予算案及び平成26年度2月補正予算案の概要について (総務課)

第74号 平成27年度島根県公立高等学校入学志願状況について (教育指導課)

第75号 出雲養護学校寄宿舎で提供した昼食における異物混入について (学校企画課・特別支援教育課)

第76号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について (保健体育課)

第77号 島根県文化財保護審議会の補欠の委員及び臨時委員の任命について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(報告事項)

第78号 平成27年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験
結果について(学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
仲佐委員長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

| | |
|--------------|--------|
| 吉城教育監 | 全議題 |
| 細田教育次長 | 全議題 |
| 田中参事 | 公開議題 |
| 矢野参事 | 公開議題 |
| 祖田参事 | 公開議題 |
| 春日教育センター所長 | 公開議題 |
| 高宮総務課長 | 全議題 |
| 小村教育施設課長 | 公開議題 |
| 平野学校企画課課長代理 | 全議題 |
| 佐藤県立学校改革推進室長 | 公開議題 |
| 吉崎子ども安全支援室長 | 公開議題 |
| 原田特別支援教育課長 | 公開議題 |
| 梶谷健康づくり推進室長 | 公開議題 |
| 荒木社会教育課長 | 公開議題 |
| 恩田人権同和教育課長 | 公開議題 |
| 野口文化財課長 | 公開議題 |
| 丹羽野古代文化センター長 | 公開議題 |
| 木原学校企画課企画幹 | 報告第78号 |
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

| | |
|-------------------|-----|
| 森脇総務課課長代理 | 全議題 |
| 小村総務課人事法令グループリーダー | 全議題 |
| 小林総務課主任 | 全議題 |

Ⅲ 審議、討論の内容

仲佐委員長：開会宣言 13時31分

| | | |
|------|-------|-----|
| 公 開 | 議決事項 | 1 件 |
| | 承認事項 | 6 件 |
| | 協議事項 | 0 件 |
| | 報告事項 | 5 件 |
| | その他事項 | 0 件 |
| 非公開 | 議決事項 | 0 件 |
| | 承認事項 | 0 件 |
| | 協議事項 | 0 件 |
| | 報告事項 | 1 件 |
| | その他事項 | 0 件 |
| 署名委員 | 広江委員 | |

－ 公 開 －

（議決事項）

第33号 「島根県公立学校教員人材育成基本方針」について（学校企画課）

○平野学校企画課課長代理 議決第33号「島根県公立学校教員人材育成基本方針」についてお諮りする。

お手元の資料の1ページをご覧ください。この方針は、昨年7月に策定した第2期しまね教育ビジョン21の下位に位置づけられるもので、ビジョンに掲げる「信頼される学校づくり」の一環として、島根県の公立学校教員の人材育成に係る基本方針を示すために新たに定めるものである。また、昨年9月の教育委員会会議でご報告した学校管理職等育成プログラムが、管理職の資質能力の向上やこれから管理職になる者の育成に重点を置いているのに対して、この基本方針はその上位方針として、教員志望学生の養成や、教員採用から採用後の計画的な研修、管理職の養成、育成までの一連の教員育成において教員に求める資質能力、人材育成の基本コンセプト等、5つの方針を示し、系統的な人材育成を旨とするものである。

その背景にあるのは、一つには今後予想される教員の年齢構成の変化である。現在の教員の年齢構成は、逆三角形で、50歳代が一番多く、30歳代、20歳代が少なくなっている。現在の50歳代が退職する数年後には大きく構成が変化し、中堅教員が少なく、若手教員がやや多いという形になると予想している。そのため、優秀な教員の採用や若手教員を指導できる力量を持った中堅教員の育成が重要になってくる。また、現在の学校現場が抱える多岐にわたる課題を解決していくため、組織で対応する必要もあり、管理職のリーダーシップや組織マネジメント力、そういった能力の重要性が今後はさらに高まるものと考えている。こういった状況の中でこの基本方針を定めるものである。

別冊資料の2ページをご覧ください。この方針では、教員に求められる資質能力を、基本的な資質能力とキャリアステージに応じて求める資質能力に分けて示している。基本的な資質能力として掲げているものは、これまでも島根県教職員研修計画に示していたもので、豊かな人間性と職務に対する使命感、子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応、職務にかかわる専門的知識・技能及び態度といったものである。

次に、3、4ページに、教員のキャリアステージごとに求める姿や、育成する資質能力を掲げている。これは今回新たに策定したものである。全体を新規採用から6年目までの自立・向上期、およそ7年目から11年目までの充実期、経験年数12年目以上の発展期、それに主幹教諭、それから、校長、副校長、教頭の管理職、この5つのステージに分けて、職場で人材育成を行う上での指導、育成の基準を示している。例えば、（1）自立・向上期では、積極的に児童生徒にかかわっていく姿勢、先輩から学び取ろうとする積極的な姿勢を求めている。（2）の充実期では、児童生徒を理解するだけでなく、さらに適切に対応することを身につけるように求めている。これらをまとめたものを5ページに載せている。各キャリアステージを通じて、学び続ける教員をイメージしている。

6ページをご覧ください。この”学び続ける教員の育成”を人材育成のコンセプトに位置づけ、5つの人材育成基本方針を示している。教員採用に係る優れた人材の確保、OJTやOff-JTなどの研修の充実と支援、教員の資質能力の向上や職務に対する意欲の向上、学校組織の活性化をねらいとした評価システムの活用、それから、人事異動による適切な配置・登用、それから管理職の育成である。

この5つの基本方針に関する主な取り組みについて、7ページから9ページに示している。方針1、優れた人材の確保では、教職課程のある大学との連携や、教員採用試験における工夫・改善。方針2、研修の充実と支援では、職場におけるOJTの充実や、教育センターとの研修における研修内容や方法の工夫。方針3、評価システムの活用では、初任者研修等における評価システムの考え方の周知や、評価者研修の充実。方針4、適切な配置・登用では、

教員の意欲、特性と、学校の実態を考慮した人員配置や、管理職試験における工夫等について言及している。また、方針5、管理職の育成の内容については、昨年9月策定の管理職等育成プログラムでさらに詳しく示している。今後、この人材育成基本方針に沿って、市町村教育委員会や大学、関係団体等との連携も図りながら、具体的な取り組みを進めていきたいと考えている。

○岡部委員 こちらに示されたのは、あくまでも基本方針ということだが、今後、いろんな研修を通じて徹底していかれると思うが、具体的な方策があればお聞かせいただきたい。

○平野学校企画課課長代理 各県立学校や教育事務所、市町村教育委員会との認識の共有や、教員養成課程のある大学や社会教育施設、それから、各種研究団体への周知をこれから積極的に行っていきたい。本日もご議決いただければ、来週の教育事務所の会議から説明を行っていこうと思っている。また、この方針に沿った具体的な取り組みについては、教育センターでの研修や教育センターが学校へ出向いての出前講座とか、職員採用試験、管理職昇任候補者選考試験などにおける工夫など、様々なところへ反映をさせていこうと思っており、今後検討していくことにしている。

○仲佐委員長 初任者研修、6年目、11年目と既に研修会を行っておられる。これに加えて、この人材育成基本方針ができ、ここに掲げられているステップに準じて研修を行われることになるかと思うが、繁忙感のある中で、なおまた研修が増えていくのではという懸念があるが、そのあたりはどうか。

○春日教育センター所長 先ほどのご懸念いただいている点については、来年度に向けて、この基本方針もできるので、研修の重点化と精選をし、校内における研修の充実を図っていきたいというのが基本の考えである。校内の研修を図るために学校が要請されるところに、センター、教育事務所、本庁が出向いて支援していくという形で、基本的には週に2日は研修がない日を用意して、学校のほうで研修を充実していただくという基本的な考え方で、今、研修を見直ししているところである。

――原案のとおり議決

(承認事項)

第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について（総務課）

○高宮総務課長 承認第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等についてお諮りする。

2の1ページをご覧ください。本日、この条例案を含めて承認をいただく条例案が6件あるが、いずれも来週開会する2月定例島根県議会上程予定の議案である。本来であれば事前に議決をいただくべきものであったが、今週の2月10日に開催された議会運営委員会において、提出予定の議案についての説明の必要があったので、あらかじめ教育長に臨時代理をしていただいた。本日はその内容についてご説明をするとともに、ご承認をいただくものである。

それでは、承認第6号についてご説明をする。地教行法の改正に伴う条例の整備ということである。ご承知のように、昨年、地教行法の一部改正が行われて、平成27年4月1日からこれが施行されることになっている。大きな改正点としては、総合教育会議の設置、教育に関する大綱の制定ということがあるが、それに加えて教育長の位置づけが変わるということがある。これに伴う条例の改正ということである。

(2)だが、従来は、島根県の場合、6名の教育委員で教育委員会が構成され、教育委員の選任については議会の同意が必要となっている。そして、6人の選任された教育委員の互

選でその中から教育委員長が1名、それから教育長が1名選任され、教育長の任期は4年とされている。現在、教育長と教育委員長がそれぞれお一人ずついらっしゃるが、改正後は教育長のみになり、教育委員長という職は廃止となる。ただ、これには経過措置があり、現在の教育長の在職中は現在のままで良いということになっている。

現在、教育長は教育委員として議会の同意を得て選任された後に、教育委員の皆様の互選で選ばれるが、改正法では、知事が教育長を選任しようとするとき、あらかじめ議会に、教育委員ではなくて教育長の選任についての同意議案を提出し、議会の同意を得た者が教育長になるということが1点。それから、現在の教育長の任期は4年だが、新制度は教育長の任期が3年になる。これは、知事の任期が4年であり、少なくとも知事の任期中に一度は自らの意思で教育長が選任できるようにということから、知事任期4年に対して新教育長の任期は3年とされたというものである。こうした法律が平成27年4月1日から施行されることに備え、あらかじめ関係条例の改正を行うものである。繰り返しになるが、(3)の丸の2つ目だが、法施行の際に現に在職する教育長は、教育委員としての任期中に限り従前の例により在職するというということになっているので、本県の場合、4月1日に直ちに新制度に移行するということでは、現在のところない。

それでは、この法改正に伴い、改正等が必要となる条例については、2の2ページをご覧ください。①の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例が廃止となる。これは教育公務員特例法において、教育長の給与と勤務時間などについては、一般職とは異なる個別の条例を設けて定めるという規定がある。今回、地教行法の改正に伴い、この規定がなくなったので、教育長に関して個別の条例で定める必要がなくなったことから、これを廃止するものである。

この条例の廃止に伴い、教育長の給与等については、現在②、③、④にあるように知事、副知事、常勤監査委員といった特別職の職員の給与等を定めた条例が3つあり、それぞれ給与、期末手当、退職手当に関する定めをしているので、これらの条例に教育長を追加するという形で、単独条例は廃止し、既存の特別職の職員の給与等の条例にそれぞれ教育長を追加することとしている。

それから、⑤の島根県教育委員会の委員の定数を定める条例だが、今は教育委員6名だが、新教育長は教育委員ではなくなるので、実際の構成員数は教育長を含めて6人ということでは変わらないが、教育委員の人数自体は6人から5人になり、1名の減になる。

⑥から⑧だが、現在の教育長は議会での選任の同意が必要な特別職としての身分と、教育委員会の事務局を統括するという一般職の身分、2つの身分をあわせて持っている。こうした関係から、職員の定数条例であるとか退職手当条例等々にも規定があるが、改正法に基づく教育長は議会の選任同意を得て教育長としてあらかじめ選任され、特別職の身分のみとなるので、これらの条例からは削除をする必要がある。単独条例の廃止と、それから教育長が特別職としての身分のみを持つこと、法律での条ずれ等が生じたことによる改正というものを一括して行うのが、この(1)の地教行法の一部改正に伴う条例改正である。

(2)の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例については、いわゆる職務専念義務が免除される場合として、概要の①にあるように、研修とか厚生計画などに参加する場合には教育長も職務専念義務が免除されるわけだが、これについては、現在、教育長が一般職としての身分も持っていることから、地方公務員法の適用に基づいてこういった職免ということが定められているが、特別職になると、この地公法の適用の除外になるので、教育長が職務専念義務を免除される場合を新たに定め直す必要がある。いずれも条例の整備が行われるが、現在と教育長の職務に関する条件が変わるということではなく、廃止されて現在既存の条例に追加されたり、現在地方公務員法の適用を受けているが、その適用が受けられなくなったことで個別の条例で定めるといった所要の改正を行い、法改正に備えたいというものである。

――原案のとおり承認

第7号 人事委員会の報告等に基づく給与関係条例の一部改正について（総務課）

○高宮総務課長 承認第7号人事委員会の報告等に基づく給与関係条例の一部改正についてお諮りする。

3の1ページをご覧いただきたい。給与関係条例の一部改正ということで、内容的には2件ある。

1点は、特殊勤務手当の見直しである。これについては、人事委員会などから、特殊勤務手当を適時適切に見直すようにという報告があり、知事部局と一体として見直しが行われたものである。教育委員会関連で改正をするのは、(2)改正内容に書いてあるが、温室内作業従事手当である。どういう手当かという、総合学科や農林系の高等学校などでは、ビニールハウスやガラス温室などで栽培が行われている。こうした場所は夏場になると非常に高温になって、劣悪な環境での作業が必要になることから、現在、温室内の室温が37度以上の状況で、1日当たり2時間以上勤務した場合に1日320円の特殊勤務手当が支給されることになっている。今回の改正は、現在は7月1日から9月30日の間で37度を2時間という要件だったが、地球温暖化等の影響もあり6月から暑い日が続いて、場合によっては6月であっても室温が37度を超えるような日が見受けられることから、支給対象となる期間を1カ月前倒して、6月1日から9月30日に拡充するものである。

2点目が、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しである。これは、給与として支給されているものの中には給料本体のほかに様々な手当等がある。例えば時間外勤務手当、超過勤務手当の支給の際には、本来1時間当たりの時給が定まっており、それに所定の25%増しなり、あるいは50%増しを時間外勤務手当として支払うわけだが、その1時間単価を見直すものである。現在は島根県の場合は、国の単価算定の方法にこれまで準じてきたが、全国的な流れとしては、労働基準法をベースとして定めるとというのが他の都道府県も含めた趨勢になっており、こうした流れを踏まえて、国基準ではなく、労働基準法に準拠した形に変えるというものである。

具体的には、(2)の改正内容のイのところ、算定基礎となる給与額に、これまで入っていなかった特勤手当やへき地手当を加えるということになる。そうすると、1時間当たりの給与の額が上がることになる。この影響が(2)のアのところであり、一つは時間外勤務手当、これは増額となる。教員の方には教職調整額があり、時間外勤務手当の対象にはならないが、例えば学校でも小・中学校、高等学校ともに学校事務職員などの時間外勤務手当は、従来よりも単価が高くなる。逆に、欠勤、育児部分休業、それから介護休暇などによって欠勤になった場合、この場合も単価が上がるので、欠勤になった場合に割り落としになる給与の額も増えるので、プラス・マイナス両方の影響が出てくるが、基本的には法律に準拠したのが全国の流れになっているので、知事部局とあわせて、今回この改正を行うものである。

○仲佐委員長 温室内作業従事手当について、その期間が1カ月前倒しされ、1カ月延びるということだが、手当の額について再度確認したい。

○高宮総務課長 1日当たり320円である。1日に合計で37度以上の室温の中で2時間以上勤務した場合に1日320円支給される。例えば1時間半しか従事しなかったら手当が出ない。

――原案のとおり承認

第8号 一般職の任期付職員の採用要件の緩和に伴う給与関係条例等の一部改正について

(総務課・学校企画課)

○高宮総務課長 承認第8号一般職の任期付職員の採用要件の緩和に伴う給与関係条例等の一部改正についてお諮りする。

4の1だが、これは新たに一般職の任期付職員の採用をより柔軟に行えるように改正するものである。職員の中には定年まで勤める職員と、あらかじめ年数を区切って雇用する職員がいる。このうち、専門的な業務については、これまでも任期を区切って雇用することが比較的柔軟にできたが、一般職、行政事務を行う職員についてはこういう規定がなかった。

したがって、例えば、昨年、石見部で大きな災害が起きたが、復旧工事などのために、専門の土木技術を持つ人が復旧工事の期間は必要だという場合は、これまで専門的な人については任期付で雇うことができたが、実際には復旧業務をやろうとすると、例えば工事の発注など付随する一般的な事務も増えることとなる。そういうことも踏まえて、今、この制度ができたからこの制度を直ちに使って一般職の任期付職員を雇用しようという具体的な計画が、知事部局や教育委員会にあるわけではないが、そういう不測の事態が生じたときなどに柔軟に雇用ができ、人員配置ができるように、一般職すなわち専門性を持たない職員についても、短時間勤務などの形での任用も含めてできるようにしようということである。

改正内容は採用要件の緩和ということで、1点目は、専門性を持たない職員、専門職でない人も任期付の任用ができるようにしようということ。②は、短時間勤務の職員の任用を可能とすること。要するに、1日8時間働かなくても、1日4時間勤務などの任用が可能になるようにしようということで、雇用形態を柔軟にして様々な状況に対応できる受け皿をあらかじめ作っておこうということで、知事部局でこのような改正が行われるので、教育委員会も連動して改正をし、そういう条件を整えておきたいというものである。

○仲佐委員長 4の1で、有給休暇20日以内との記載があるが、参考までに職員の有給休暇の取得率をお教えいただきたい。

○高宮総務課長 今、正確なデータを持ち合わせていないが、おそらく9日か10日程度だと思う。

――原案のとおり承認

第9号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

○平野学校企画課課長代理 承認第9号県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてお諮りする。

この条例は、学級数等の変動に伴い、教職員の定数が毎年度変わるために、毎年度改正を行っているものである。まず、高等学校については、教育職員の定数が全体として14名の減となる。大きな理由は、全日制課程6校で新たに入学定員が減になる。それから、昨年度、一昨年度から、学年進行で減となる学校が4校、また、佐田分校が閉校することによる。一方、増加の要素もあり、平成24年度にスタートした浜田高校定時制の全学年2学級化の完成、平成28年度に本県で実施される全国高校総体の準備のための現地実行委員会の立ち上げ、それから、初任者研修対象者の増加の要素があるが、全体としては14名の減となる。高等学校の事務職員、技術職員、その他職員の定数については、学級減により1名の減及び分校の閉校による1名の減で合計2名の減となる。

特別支援学校だが、来年度の教育職員定数は26名の減である。その内訳は、学級数の増減による小・中・高等部での定数が2名増、また、幼稚部及び専攻科で定員が7名減、浜田ろう学校の寄宿舎がなくなったこと、益田養護学校の中学部寄宿舎生がゼロになったことに

より、寄宿舎指導員の定数が17名減となる。それから、松江緑が丘養護学校の生徒数減により養護教諭が1名減。また、その他長期研修等の差し引きで3名の減である。事務職員、技術職員その他職員の定数については増減がない。

最後に小・中学校だが、教育職員の定数は6名の増である。学校の統廃合、小学校が6校、中学校が1校、統廃合で減になる。それから、児童生徒数の減少に伴うといった減少の要因があるが、一方で、小学校5年生、中学校2年生への35人学級編制の拡大、この関係で38名増になる。それから、特別支援学級の増加、こういったことで6名の増となっている。また、事務職員、栄養職員については、学校統廃合や国の加配数の減により12名の減となっている。これらの数は実際に学校に配置する数ではなく、児童生徒の見込み数により算出し、また、今後の増に対応できるように上限の数をお示ししているものである。

○岡部委員 減ということがほとんどだが、近年の中でのこの増減の幅というのはどうか。27年度の増減幅は、こんな感じで近年続いてきているのか、それとも、毎年、毎年アップダウンがあるのか。

○平野学校企画課課長代理 年によって大きく変わる部分がある。生徒数の増減に直接比例して動くわけではない部分があり、今回、寄宿舎指導員が大きく変わっている。寄宿舎指導員が17名減だが、実際に17名定数分だけ今配置していたかということそういうわけではなくて、実数との差はあるが、条例上の定数としてはこのぐらいの大きな差が出てくるということである。

○高宮総務課長 例えば小・中学校だと、平成26年度、1年前の段階では50名の減になっている。これは定年退職、学級数の減、児童生徒数の減によるものが約100人程度。それと同時に、逆に平成26年度からは、小学校3年、4年、それから、中学校1年の少人数学級編制をやったということで、それで約50人ぐらいの増が見込まれるということで、自然体でいけば100の減になるところが、そういう少人数学級編制によって50名の減だった。それから、県立学校の場合は、今年度末で佐田分校が閉校になるが、基本的には閉校ということは非常に少ないが、小・中学校の場合は学校数が多い関係で、毎年何校か統廃合がある。小・中学校は特にその統廃合の影響なども出るので、年度間の変動は大きいことになる。今年は、そういう統廃合の影響を加味した上で、なおかつ、さらに少人数学級編制、学年進行で、来年度は小学校の5年、それから、中学校の2年に広がっていくということをやった結果として、去年は50名の減だったものが12名の減になるということである。

――原案のとおり承認

第10号 島根県立高等学校等条例の一部改正について（学校企画課）

○佐藤県立学校改革推進室長 承認第10号島根県立高等学校等条例の一部改正についてお諮りする。

資料の6の3をご覧いただきたい。大社高等学校の佐田分校廃止にあたり、条例から当該高校に係る規定を削除するものである。

佐田分校廃止に係る経緯だが、平成21年度以降、統廃合基準に該当をしている。全日制課程分校において、在校生徒数が収容定員（分校においては1学級当たり35人とみなす）の5分の3に満たず、しかも、将来にわたって生徒数が増加する見通しが立たないと見込まれる場合には、原則として生徒募集を停止するということがある。佐田分校に当てはめると、35人の1学級の3学年、これの5分の3ということで、63名というのがこの統廃合基準に係る数字である。平成21年に62名の在籍者ということで、この基準に該当をしている。

そういったことから、平成24年6月の教育委員会会議において生徒募集の議決をして、平成25年4月に生徒の募集停止をしたところである。本年度3年生が13名ほど現在在籍

しているが、3月7日の閉校式をもって幕を閉じるということである。

――原案のとおり承認

第11号 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正について (学校企画課)

○平野学校企画課課長代理 承認第11号県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正についてお諮りする。

これは今年度の人事委員会の職員の給与等に関する報告において、職員が夏季休暇を取得しにくい実態があり、取得期間の拡大を検討する必要があるとされたことを受けて、取得期間の拡大をするための条例の一部改正を行うものである。具体的には、夏季休暇の取得できる期間について、これまで7月から9月までだったものを、6月から10月までに拡大する。この条例の対象となるのは県立高等学校、特別支援学校の教育職員である。県立学校の事務職員、教育委員会事務局職員については、この条例と一括して改正される予定の職員の休日及び休暇に関する条例の適用を受けることとなる。

また、市町村立学校の県費負担教職員については、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例において教職員の休日及び休暇については、県立高等学校の教職員の例によると定められているので、今回の取得期間拡大が適用されることとなる。これまでの承認第6号から承認第10号までと同じく、これについても教育長臨時代理を行ったので、承認を求めるものである。

○岡部委員 夏季休暇の取得率の実態はどうか。

○平野学校企画課課長代理 知事部局が調べている全所属の平均は、夏季休暇が4日のうち、全体では3.7日である。教育委員会の集計では、3.5日で、0.2日ほど少なくなっている。実際、高校のほうが取得しにくいようで、7月には学期末の処理があり、9月に学園祭がある。8月も夏休みを短縮して授業を行っている学校も多くあるし、研修や部活などいろいろなことで取得しにくいのが実態である。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第73号 平成27年度当初予算案及び平成26年度2月補正予算案の概要について (総務課)

○高宮総務課長 報告第73号平成27年度当初予算案及び平成26年度2月補正予算案の概要についてご報告する。

8の1をご覧いただきたい。来週から開会する県議会で提案される予算のうちの教育委員会分である。教育委員会は、昨年度889億円余だった予算が、来年度は896億円余ということで、0.7%の伸びを見込んでいる。県予算は、今年度が5,272億円余、来年度の見込みが5,299億円余ということで、プラス0.5%になっているので、全体の増減率からすると、県全体のプラス0.5%をやや上回っている。ただ、内訳で事業費と給与費を見ると、給与費のほうは先ほどの教職員定数でも説明があったように、少子化の影響で人件費は減っていく。一方で、事業費は5.3%の伸びを示しているので、全体として事業費部分ということで見れば、県予算よりも伸びていると考えている。

課別の予算だが、主な増減だけ申し上げると、教育施設課が比較増減のところ約2億円

ほど増額となっているが、これは、現在、大田高校、出雲工業高校で、校舎の耐震性を確保するために大規模な改築事業を行っている。それから、特別支援学校、特に知的障がいのある子どもたちが通う養護学校、松江養護学校、出雲養護学校、浜田養護学校において、高等部などの生徒急増に対応して校舎の増改築をやっている。こうした校舎改築の工事の事業量が増えるということが原因である。

それから、学校企画課は6億円余の増となっているが、これは実際のところはほとんど増減がないということになる。高等学校等の就学支援金というものが平成26年度から交付されている。これは、年収910万円相当の方については実質授業料を無償化するということで、それに対して国からお金が交付されるが、これが大体1学年分5億円ということになっている。平成26年度は高校1年生分だけだったのが、平成27年度は学年進行で高校2年生分が加わるので、6億円のうち5億円分はその学年進行分だということである。残り1億円は、その下で教育指導課のところで1億3,800万円の減となっているが、この振りかえである。現在、教育指導課の中に進路指導代替非常勤講師の予算がある。これは、専門高校であるとか総合学科の高校、それから、普通高校の中でも就職者の多い高校がある。そういう学校では、進路指導の先生は企業を訪問して就職先を開拓したり、あるいは、既に卒業して勤めている子どもたちのフォローアップを行っている。そうすると、どうしても学校におられない時間が長くなって、その分授業が普通の先生よりも持ちにくくなる。その授業を補うための講師を雇っており、この予算が大体年間で1億円ぐらいある。平成26年度は就職のための進路指導のため、これはキャリア教育に関連する要素が強いということで、教育指導課に予算を計上していたが、最終的には講師の配置に関することなので、人事を所管する学校企画課が適切ということで予算を移しかえた。このため、学校企画課が増え、教育指導課は予算を移管した関係で減っているということである。

それから、特別支援教育課で5,000万円ほど伸びているが、主なものは、今年度から、特に知的障がいのある子どもたちなどの一般就労を増やすために、支援員1名と卒業生など3名が1チームになって就労支援のための事業を行っている。今年はそれを松江、出雲、浜田の養護学校で行っていたが、これを来年は倍の6校に拡充するというので、そういう就労支援などの予算を充実したことによるものである。

保健体育課は、1億2,700万円余の増になっている。この要素は大きく分けて2つあり、一つは、県立プール、それから、浜田にある県立体育館の天井の落下防止対策。地震などが起こったときに天井が剥がれ落ちてこないようにという落下防止対策が1点と、それから、インターハイが今後、中国ブロックで開催されるのに先立ち、市町村に準備のための支援の交付金をするという要素で増えている。

それから、減で大きいのは文化財課で、6,300万円余の減が出ている。これは文化財の買い取りに要した経費が平成26年度はあったが、平成27年度はそれが減になった。

教育委員会全体では、先ほど申し上げたように、6億5,000万円弱、0.7%の増で、事業費は約8億円、5.3%の伸びになっている。

続いて、8の2ページだが、2月補正予算の関係である。これは人口減少対策とか地方創生対策といった観点で2月補正予算が組まれるという中の一部であるが、教育委員会関連としては、③番目にあるように、キャリア教育のための推進事業、これについて拡充を図っていくということで、2月補正予算で計上を予定しているところである。

以下、8の3から8の14までは個別の事業になるが、ポイントだけ絞って申し上げる。まず、1番目、小・中学校の少人数学級編制である。県予算は全体として来年度については、地方創生、人口減少対策、安全安心な県土づくり、医療・福祉・教育など安定した生活を支える公共サービスの充実ということを3本柱にしているが、中でもこの教育のうち一番の柱となるのが、この小・中学校の少人数学級編制である。既に方針としては26年度に決まっていたわけだが、予定どおり来年度は今年度までの小学校4年生に加えて小学校5年生、それから、これまでの中学校1年生に加えて中学校2年生を拡充するというので、平成27

年度は②の下のところに書いてあるように、94人を予定している。

それから、2番目の児童・生徒へのサポート事業ということで、②ところの特別な支援のための非常勤講師配置事業、いわゆるにこサポ事業だが、これについては平成26年度から通常学級の100人に加えて特別支援学級に10人の配置ということで拡充したが、これを来年度も引き続き拡充したまま継続をするということにしている。

それから、8の4ページをご覧いただきたい。3番のところでは離島・中山間地の高校の魅力化・活性化である。現在8つの高校で実施しており、I期校が事業対象校のところにあるように、横田、飯南、吉賀、津和野、隠岐島前で、ここについては平成23年度から平成25年度で最初の第1段階の事業を終えて、今年度から3年間事業の延長をしている。II期校として1年遅れて島根中央、矢上、隠岐で行っており、これが今年度末で終わることから、I期校と同様に3年間の延長をするということである。

それから、4番目の高等学校等就学支援金については先ほど申し上げたように、今年度は5億円余の予算だったが、学年進行に伴い約倍の10億円強ということになっている。

8の6ページをご覧いただきたい。6番の、明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業である。これは、現在、地方創生、人口減少対策で、その中にはUIターンの促進であるとか、それから、ふるさと教育の部分、それから、ITの人材育成ということで、人材育成が密接にその地方創生あるいは人口減少対策に絡んでくる中で、高校生に対するキャリア教育などを一層充実させていこうということで、一部は2月補正予算の人口対策分として計上するなど、内容の充実を図っているところである。

それから、同じページの8番だが、食の縁結び甲子園事業については、高校生の創造力、コミュニケーション力の育成をする、あるいは、島根県産品を全国に売り込んでいくという視点から、島根県の食材と、それから全国各地の食材をコラボレーションするような格好で、高校生に商品開発や発表の場を与えるということで、平成28年度の全国大会開催を念頭に、来年度は中四国大会をプレ大会として開催したいということで、新規事業として800万円弱の予算を議会に提案するものである。

8の8ページをご覧いただきたい。学校における読書活動・図書館教育推進事業である。これについては、平成25年度で1期目の対策が終了し、26年度から30年度が2期目の対策ということで、昨年ご説明させていただいたかと思うが、配置できる時間数などを増やしたタイプを増設したということである。これについて、来年度は千数百万円の増額にしている。現在、全ての小・中学校に学校司書等が配置されているが、一番ベーシックなボランティア型と呼ばれるものでの配置が非常に多い状況にある。こういうところを少しでも、より配置時間の多いタイプにシフトができるように、これは市町村の財政状況とも絡んでくるので、県の思惑だけというわけにはいかないが、意欲のある市町村があった場合には、より配置時間を長くできるように予算的な拡充を図ったところである。また、④のところでは、ICTを活用した調べ学習のモデル事業なども実施をしたいと考えている。

それから、12番の障がい者就業支援事業については、先ほど特別支援教育課の増減のところで申し上げたように、今年度は、松江、出雲、浜田の3校だったが、来年度はさらに、石見養護、盲学校、浜田ろう学校を加えたいと思っている。特別支援学校、全部で12校あるので、毎年3校ずつ拡充し、最終的には、平成29年度の段階では全ての特別支援学校にこうしたチームが配置できるように取り組んでいきたいと考えている。

8の10ページをご覧いただきたい。スポーツの関係である。引き続き競技スポーツの強化が、東京オリンピックの開催なども踏まえて望まれるところであり、こうしたことに対応するために、オリンピック等の国際大会で活躍できる選手の育成のための県外遠征費、こうしたものを新規に設けている。また、競技団体が行う指導者の招聘、あるいは強化合宿等の経費を助成するという事業を新たに設けたところである。

8の11ページ、17番をご覧いただきたい。これも先ほど、保健体育課の増減のところで申し上げたが、②のインターハイの開催準備ということで、いよいよ中国5県でのインタ

一ハイ開催が2年後に迫ってきており、来年度は準備のために、市町の実行委員会への支援の事業というものを新たに立ち上げることにしている。

8の13ページのところだが、これも先ほど申し上げたように、特別支援学校で生徒の急増があることから、出雲養護学校、松江養護学校、浜田養護学校については増改築を予定しているし、出雲養護学校の雲南分教室については今年4月の開設ということで、着実に準備が進んでいるが、これらについての借地料等を引き続き計上するということである。

最後、8の14ページ、文化財関連だが、引き続き、石見銀山遺跡に関する調査、情報発信、それから、島根の歴史文化の活用の推進ということで、古代歴史文化賞も今年2回目を迎えたが、来年も3回目に向かって、もろもろ情報発信に努めていくことにしている。

○岡部委員 確認だが、8の8の11番にあるICTを活用した図書館での調べ学習をモデル地域で実施という項目立てがしてあるが、もう少し具体的に教えていただきたい。

○矢野参事 これは、ICT活用と書いてあるとおりで、今、どういった形でやっていくかについて、要綱を作って市町村にも意見をうかがっているところであるが、ある程度ハードが整備されていて現に取り組んでいるところを支援して、先進的な研究をしていただこうと準備を進めているところである。まだ決定はしていない。

○広江委員 主要事業を説明していただき、教育委員会としてどういうふうに向かっているのかということがよく分かってありがたく思っている。また、少人数学級編制などをはじめとして、本当に手厚い対策が練られていると感じている。事業名では、6番のキャリア教育、9番の学力育成で、お伺いしたい。まず、6番のキャリア教育だが、本年度に県内の市町村教育委員会との協議会などでキャリア教育を説明をされた。そういう意味で、力を入れていることだと思う。そのときも従来のキャリア教育が仕事とか職業にかかわっていたけども、キャリア教育は生き方だと私は理解をしている。そうすると、この6番の事業は、やはり狭い意味での対象事業という感じが非常に強い。例えば、高校へ入って、高校でどういう勉強をして、将来どういうふうに生きていくのかということとか、そういう生き方についての事業というのが全国的には行われていると思う。特に仕事ということではなく、ぼんやりと勉強すれば良いと思っている普通科の生徒についての将来の生き方に関する授業は、かなり全国的には行われていると思うので、そのあたりを来年に向かって考えていただきたい。

○矢野参事 昨年の7月に教育ビジョンを策定したが、その中でもキャリア教育の視点というのを一つポイントとして整理している。今、ご指摘いただいたとおり、キャリア教育というのは幼児期からもう既に始まっている。ただ、全体としてはその子どもが社会との関わりの中でどう生きていくのか、そういった力を身につけていくわけだが、その発達段階によって狙うところが違ってくると思う。どうしても高校になると、具体的にもう社会へ出ていくことになるので、どうしても職業とのつながりが深くなっていくことはあろうかと思う。これは予算案であり、どうしても予算が絡む事業を挙げているので、小・中学校でも、本人と社会との関わりを学ぶということであれば、小さいところ言えば係活動もキャリア教育の一つになるが、そういったことは普段の教育の中で位置づけてやってきているので、予算案には出てこない。

今、ご指摘いただいたように、どの仕事に就くとかそういう狭い意味ではなくて、広く働くことの意義とかそういったことは普通科でもインターンシップをする学校がどんどん増えているので、そういった中でしっかりと子どもたちに考えさせていきたいと思っている。

○広江委員 例えば、普通科の学校でも、入学した際に、早い時期に集団宿泊によってどういう生き方をしていくとか、いろんな各界の人を招いて大きくシンポジウムをやって、それを生徒にさせているような学校もたくさんある。それは予算がないとできないので、またそういうこともお考えいただきたい。

9番の学力育成推進事業について、把握のために学力調査を実施するということだが、把握するのも大事だが、例えば、本年度の学力調査結果を全国の学力調査結果とあわせて比較すると、概ね来年度以降の学力調査結果が、そのままいけばある程度予測が付きやすいと思

う。学年によって全国を超えてる、超えていないという推測がつくと思う。

○矢野参事 同じ学年で経年で見ていっても年度によって違う。

○広江委員 何年か経年で学力調査結果を見ていけば予測がつくところで、その予測を上回る必要があると思う。調査だけではなく、その次に予測以上に良くするための事業が必要だろうと思う。今後に向けて、何かそういう形での事業を組み立てていただいたほうが良いような気がする。

○矢野参事 この学力調査については、小・中についても、県立についても分析の手法をお配りして、実際に何回か出かけてもらって、分析方法等の研修もやっている。それから、各学校での分析をそれに基づいてやっていただいている。教育センターでも分析をしてもらっている。そういったこともいろいろやってはいるが、先ほども言ったように、予算がほとんどかからないので、この資料にはあがっていないが、そういった取り組みも今やっている。さらにそれを広げていきたいと思う。

○原委員 子どもが高校入試に向けて勉強しているが、学校の様子を聞いてみると、各学校が独自のプリントを作成されて、子どもたちを激励して、入試の倍率は低いが高校に入ってからが大変だという言葉が飛び交ってるみたいである。先生方、学校それぞれが努力しておられると感じている。現場の先生方は、教育委員会のほうから学力テストについてのこういった分析情報が出て、それを現場でどう生かしていくかということをもものすごく試行錯誤しておられると感じている。

――原案のとおり了承

第74号 平成27年度島根県公立高等学校入学志願状況について（教育指導課）

○矢野参事 報告第74号平成27年度島根県公立高等学校入学志願状況についてご報告する。

9の1ページだが、出願期間が2月9日までだったので、2月9日現在での志願状況についてご報告する。1の出願期間の日にちの下に、小さい字で書いてあるが、郵送等で送られてくるものについては、2月5日の消印まで有効にしているので、2月9日以降に届いても受け付ける場合もある。それから、その下に県外居住者等は県内も含めてだが、例えば、保護者の急な転勤等で、出願を変えざるを得ない状況がある場合には、そこにあるように20日まで受け付けることになっている。こういったこともあるので、以下の数字は今後若干変動する可能性もあるので、そのあたりはご理解いただきたい。ただ、非常に稀なケースであり、昨年度は全くそういう事例はなかったが、そういった制度があるのでご説明した。

2番の、第1志望校の第1志望学科への出願状況である。6校で入学定員が減になっているので、昨年よりも全体として210名の定員減となっている。これが3.5%程度であり、中学校の3年生が、今年度は昨年比べて約1.2%の減なので、全体として総体的に競争率が多少は上がるという状況にある。

さらに、推薦選抜等の合格内定者数というのがある。これは詳しくはまた後の表にあるので、そちらでお話するが、推薦選抜、中高一貫の特別選抜、スポーツ特別選抜、この3つである。それから、それらを差し引いた募集定員が次の欄で、これに対して出願者が、そこにある4,510名ということで、全体の競争率が0.89倍となっている。

それから、参考として、競争率の高い学科を記載しているが、昨年度と比べて同じ学科は松江工業の建築都市工学と、松江北の理数科だけで、あとは入れ替わっており、年度によって変動がある。

それから、9の2ページの3だが、これは地域外からの合格者を定員の10%以内に制限するもので、該当するのは以下の7校である。ただ、出雲高校については5%以内となっている。その地域というのが一番右側に書いてある。松江北高、松江南高、松江東高について

は松江市が地域で、松江市以外から受検する者についてはこの10%の枠での合格ということになる。上限の人数、これが定員の10%ないしは5%ということで、今、出願がそこに記載のとおり的人数である。パーセントとしては、松江南高が12.1%、浜田高校が11.5%で、10%を若干上回っている状況である。それから、松江市については、通学区外からの合格者、これを5%以内に制限するというので、松江北、松江南、松江東があるが、これについては今年度は5%以内の出願にとどまっている。

今後の日程は、3月10日に学力検査、20日が合格発表となる。この後、定時制の2次募集があり、3月27日に実際に作文、面接試験を行い、3月31日発表ということである。

それから、次のA3に、各学校ごとの入学定員、その次には先ほど申し上げた推薦選抜等の内定者数がある。それから、募集定員、出願数の合計で、これが県内と県外に分けて書いてある。詳細な説明はしないが、またご覧いただきたい。

○広江委員 今年のところ、学級減になったところや、クラス定員を減らした学校もあるが、概要を簡単にご説明いただきたい。

○矢野参事 まず、クラス減になったのが大東高校、三刀屋高校、江津高校である。こちらは、120名あるいは160名の募集定員までには達していない。それから、1学級的人数を30名にしたところが、島根中央高校、矢上高校、隠岐高校だが、こちらもやはり同様に募集定員まで達していない。

――原案のとおり了承

第75号 出雲養護学校寄宿舎で提供した昼食における異物混入について (学校企画課・特別支援教育課)

○原田特別支援教育課長 報告第75号出雲養護学校寄宿舎で提供した昼食における異物混入についてご報告する。

10ページをご覧いただきたい。1月30日に、出雲養護学校の寄宿舎の昼食で異物混入があった。食事を摂っていたのは、高等部生徒28名と、寄宿舎指導員9名である。昼食時に、寄宿舎指導員が食べているピラフの中に、写真にあるような形のC型の金属片、アルミだが、混入していたのを寄宿舎指導員が発見した。その場で食事を取りやめ確認をしたところ、この異物を口にした者はおらず、他のものの中にも異常は認められなかった。このC型のアルミだが、マッシュルームの缶詰のふたを取った後の残った部分が6個あり、そのうちの1つが無く、それが一致したということで、今回原因ははっきりしている。ピラフは食べていないので、この同等のカロリーのパンを2個ほど用意して、このときには生徒の食事の対応をした。

これを受け、2月2日付けで学校企画課長と特別支援課長名で県立学校長のほうに、寄宿舎等で提供する食事に関する異物混入の防止の徹底を通知した。具体的には、調理をする前後の機器や器具の点検とか、あるいは記録をきちんと徹底すること、調理過程において目視の確認を入念に行うことを周知したところである。

○原委員 寄宿舎の嘱託職員の方だが、調理師の資格を持たれた方なのか。

○原田特別支援教育課長 調理師の資格がある方ばかりではなく、資格のない方もいらっしゃる。

○原委員 献立は栄養士さんが作成されるのか。

○原田特別支援教育課長 寄宿舎の食事の献立は寄宿舎の担当の職員が作っている。皆さん栄養士の免許を持っているかということ、指導員にはそれを求めているが、なかには持っていらっしゃる指導員もいる。

○原委員 細かいこと聞いたのは、1月のピラフだが、主婦の感覚からすると、わざわざ缶

詰のマッシュルームを使わなくても、冬はシイタケがたくさんあるので、シイタケを入れれば良いと素朴に思った。マッシュルームという缶詰に入っているものを使うから、異物混入も起きたりするのかなと思った。地産地消を考えても季節の野菜を使うとか加熱食品を使わないとかいうのを考えても、そういう食材の吟味というところから考えたら、この事故は起こらなかったのではないかと思う。

――原案のとおり了承

第76号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第76号県立高等学校スポーツ推進教員の認定についてご報告する。

11の1をご覧ください。これは、平成19年度から、高校生の選手強化や競技力の向上を図るために、スポーツ推進教員制度というものを設けており、その認定をしている。このたび、来年度、平成27年度から、カヌー競技で出雲農林高校の大畑篤郎教諭をスポーツ推進教員として認定することとした。大畑教諭は、出雲農林高校に6年間勤務し、この間、その指導により全国高校総体では7回、国体では9回の入賞に生徒を導いており、この要綱に定める認定基準を満たしている。今後も素晴らしい指導力により、生徒が活躍することを期待している。

なお、平成26年度、今年度の配置状況だが、3番に書いてある以下の4名をスポーツ推進教員として認定しているところである。

○仲佐委員長 3番のほうに配置の状況が載っているが、1、2が欠番というのは、もうこの方たちは退任されたのか。

○堀江保健体育課長 そのとおりである。

――原案のとおり了承

第77号 島根県文化財保護審議会の補欠の委員及び臨時委員の任命について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第77号島根県文化財保護審議会の補欠の委員及び臨時委員の任命についてご報告する。

資料最後の12の1ページをご覧ください。島根県文化財保護審議会で、植物、動物分野をご担当いただいていた杵村委員のご逝去に伴い、委員の任命をした。任期については、条例の抜粋を記載しているが、条例第5条第1項の規定に基づいて、平成28年1月19日までとしている。

また、県指定文化財の候補物件の調査審議のための必要が生じたので、臨時委員、これは条例第32条の規定に基づくが、臨時委員1名を任命した。任期については、調査審議の終了が見込まれる平成28年1月19日としているところである

願う委員だが、12の2をご覧ください。ここに一覧表を掲げているが、14番の杵村委員の後任として、久保満佐子委員をお願いをする。久保委員は、島根大学生物資源科学部准教授である。この方は、島根県内の森林の植生研究、フィールドワークなどに組み込まれており、県内の植物学に精通なさっていることからお願いしたところである。

それから、臨時委員だが、現在、調査を進めている島根県指定文化財の候補物件の価値評価を行うに当たり、その分野に精通した専門委員をお願いしたいということで、京都国立博物館教育室長をなさっている、工芸品調査の分野だが、山川委員をお願いしたところである。

- 岡部委員 臨時委員だが、候補物件というご紹介があったが、具体的なジャンルをもう少し教えていただきたい。工芸品ということになっているが。
- 野口文化財課長 工芸品ということで、この方は染織のご専門である。

――原案のとおり了承

仲佐委員長：非公開宣言

―非公開―

(報告事項)

第78号 平成27年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験結果について
(学校企画課)

――原案のとおり了承

仲佐委員長：開会宣言 15時09分